

研修名		参加人数 (延べ人数)	
研基 修本	新規採用職員研修(前期)	4人	
	新規採用職員研修(後期)	4人	
一般 研修	専門 研修	普通救命講習	99人
		意識改革研修	78人
		法制執務研修	33人
		セクシュアルハラスメント防止研修	28人
		ライフプラン研修	33人
		人権問題研修	31人
		公務員倫理研修	22人
		住民協働研修	35人
		接遇研修	17人
		メンタルヘルス研修	31人

研修名		参加人数 (延べ人数)
長期	埼玉県への実務研修	1人
	自治人材開発センター 市町村アカデミー	83人 2人
短期	NOMA(行政管理講座)	7人
	防火管理者資格取得講習会	2人
	衛生推進者養成講習	1人
	衛生管理者受験講習会	1人

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度である共済制度は、地方公務員法第43条に基づく地方公務員等共済組合法によって定められています。共済制度を運用する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

事業名等	内容
共済組合 短期給付事業	病気・けが・出産・死亡などに対して必要な給付を行う
共済組合 長期給付事業	職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う
共済組合 福祉事業	健康保持・増進ならびに住宅資金の貸付などを行う
杉戸町 職員互助会	職員のための任意互助組織 職員の冠婚葬祭に際しての給付やレクリエーション事業などを実施

### (2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と、使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担金の率は法律で定められており、平成19年度は427,330千円を支出しました。

### (3) 公務災害の発生状況

種類	件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

#### ■問合せ

総務課 職員担当 内線 212

### 公平委員会の業務の状況

#### 1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求件数	0件
判定件数	0件

#### 2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立件数	0件
判定件数	0件

**住民基本台帳カード及び電子証明書の発行等が全面停止になります**

住民基本台帳ネットワークシステムでは、ネットワークの信頼性の向上と安定稼働の維持を図るため、ネットワーク機器の更改をおこないます。これに伴い、杉戸町役場の窓口において、10月17日(金)は終日全てのサービスが利用できませんのでお知らせいたします。

**1 住民基本台帳カードの発行等の停止**  
住民基本台帳カードの発行・一時停止・廃止等住民基本台帳カードに関する手続きを行うことができません。

**2 広域交付住民票の発行の停止**  
広域交付住民票について発行することができません。

**3 電子証明書の発行・失効等の停止**  
電子証明書の発行・失効を行うことができません。また、有効満了に伴う更新手続きも行うことができません。

町民課 住民担当 内線 254

### (3) 年次有給休暇の取得状況

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は12.4日となり、平成18年(12.9日)と比べて0.5日減少しています。

### (4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

休業の種類	育児休業		部分休業	
	新規		新規	
取得者合計	13	5	0	0
女性	13	5	0	0
男性	0	0	0	0

### (5) 時間外勤務の状況

平成19年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、3.8時間となり、平成18年度(3.8時間)と比べて増減はありませんでした。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当たり月平均時間の状況は下表のとおりです。

第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年間
4.2	3.0	3.2	4.9	45.7

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

事由	免職	休職	降任	降給
心身の故障	0人	1人	0人	0人

### (2) 懲戒処分の状況

事由	免職	停職	減給	戒告
	0人	0人	0人	0人

## 5 職員の服務の状況

### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根拠基準の趣旨を具体的実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

### (2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

区分	承認件数
研修を受ける場合	3件
厚生事業に参加する場合	135件
その他 (ボランティア活動に参加する場合等)	172件

### (3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

許可件数	0件
------	----

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

平成19年度に実施した研修は、合計で19コースあり、延べ研修人員は512人です。なお、当町における平成19年度実施状況は、次のとおりです。